

第13回三重県景観審議会

【第1号議案】

太陽光発電施設の設置に関する 景観形成ガイドラインの変更について

令和2年1月24日(金)

三重県県土整備部 都市政策課

説明内容

- 1 これまでの取組
- 2 太陽光発電施設の設置に関する
景観形成ガイドラインの変更案
- 3 取組スケジュール

1 これまでの取組

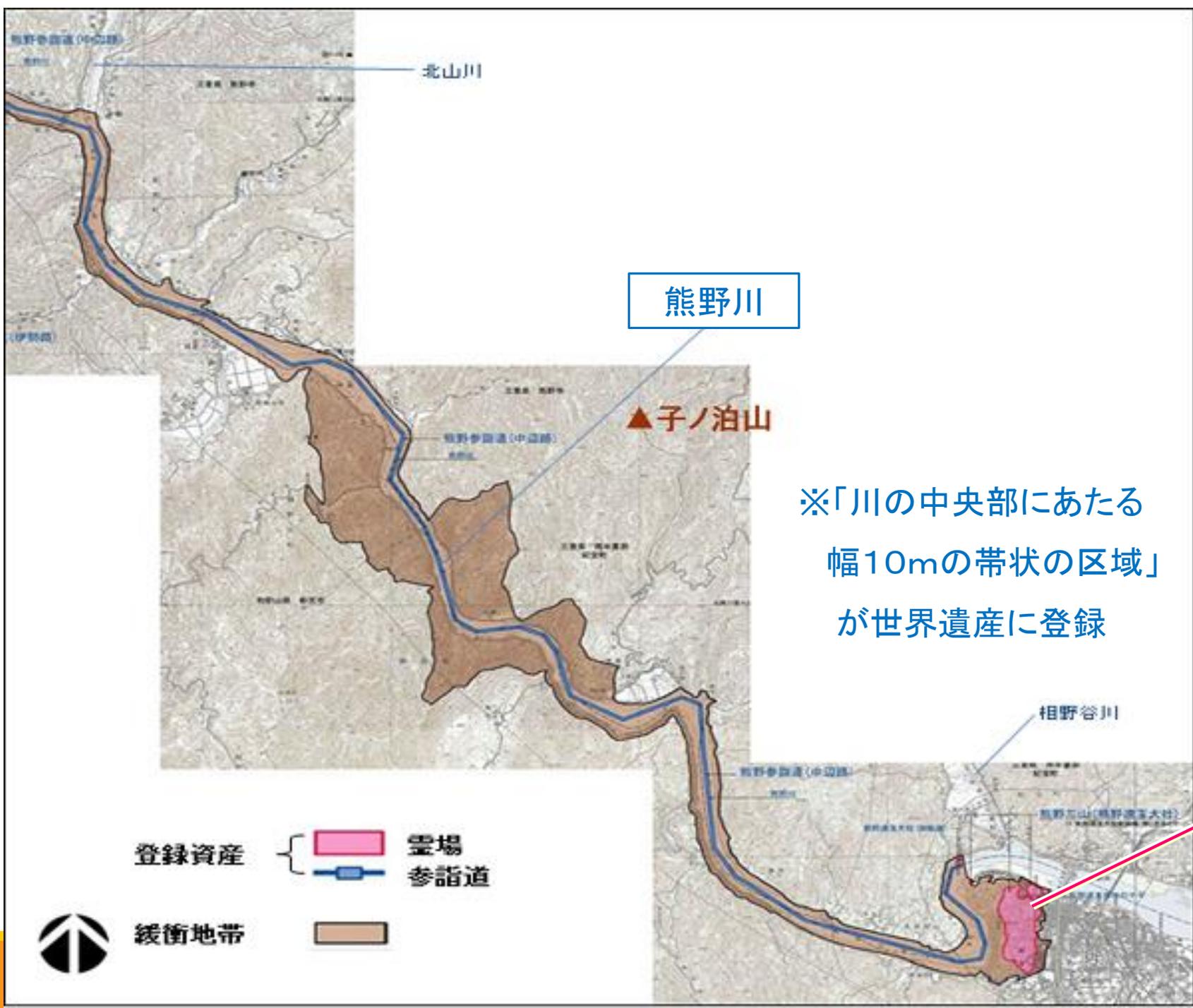


川の参詣道「熊野川」

世界遺産「熊野川」の流域
である熊野市と紀宝町の
一部の地区を対象

三重県景観計画区域図





北山川

熊野川

▲子ノ泊山

※「川の中央部にあたる
幅10mの帯状の区域」
が世界遺産に登録

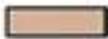
相野谷川

熊野速玉大社

登録資産

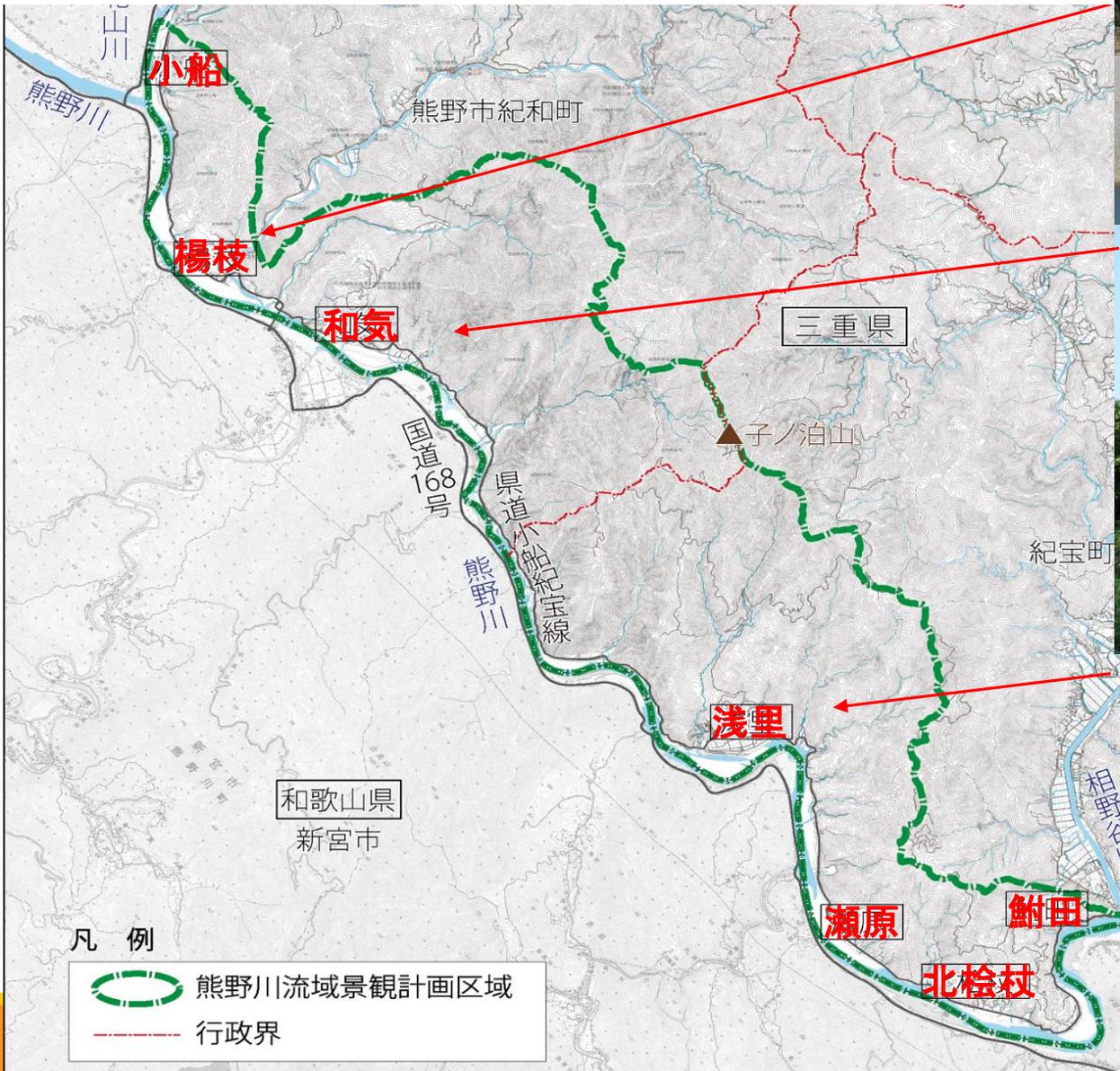
- 聖場
- 参詣道

緩衝地帯



熊野川流域景観計画

平成27年1月9日策定、4月1日運用開始



楊枝集落と山並み(熊野市)



和気集落(熊野市)
棚田状の農地と家屋



浅里集落(紀宝町)
にほんの里100選



1 これまでの取組

平成29年1月6日

三重県景観計画及び熊野川流域景観計画を変更し、「太陽光発電施設」を届出対象行為に追加

届出対象規模

- ・太陽電池モジュールの合計面積が1,000m²を超えるもの、又は高さが13mを超えるもの
- ・熊野川流域景観計画区域内においては、規模にかかわらず届出が必要。

1 これまでの取組

平成29年1月6日

太陽光発電施設の設置に関する景観形成 ガイドラインを策定

三重県景観計画等に定める景観形成基準への適合のために留意すべき基本的な事項をとりまとめたもの。

配慮事項：色彩、素材、配置、緑化等

1 これまでの取組

太陽光発電施設の届出件数

	全体	熊野川流域 景観計画区域内
平成29年度	35件	0件
平成30年度	42件	0件
令和元年度 (12月末時点)	37件	4件

1 これまでの取組

課題

太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドラインに、熊野川や対岸の国道からの眺望への配慮事項がかかれていない。



対応策

熊野川流域景観計画区域における配慮事項を明記する。

2 太陽光発電施設の設置に関する 景観形成ガイドラインの変更案

2 太陽光発電施設の設置に関する 景観形成ガイドラインの変更案

3 熊野川流域景観計画区域における追加配慮事項

景観上、特に配慮が必要である熊野川流域景観計画区域内に太陽光発電施設を設置する場合（屋根に設置する場合を除く）は、2 配慮事項に加えて、下記事項についても配慮してください。

(1) 色彩

- ① フレーム及び架台の色彩は黒、ダークグレー又はダークブラウンとすること。
- ② フェンスの色彩はダークブラウンとすること。

2 太陽光発電施設の設置に関する 景観形成ガイドラインの変更案

(2) 配置、緑化等

- ① 熊野川や国道168(169)号から望見できる場所に設置する場合は、熊野川や国道168(169)号から直接見えないよう、植栽等で目隠しを行うこと。
- ② 施設の規模や地形等に応じ、太陽電池モジュールを分散して配置したり、植栽するなど、人工物(土台や支柱を含む)の存在感を軽減させる工夫をすること。

2 太陽光発電施設の設置に関する 景観形成ガイドラインの変更案

2 配慮事項(ガイドラインP1)

(1) 色彩・素材

④パワーコンディショナー、~~分電盤~~キュービクル、フェンス等の附属設備の色彩は、周囲から太陽光発電施設が見えないような措置等を行う場合を除き、ダークブラウン等、周囲の景観と調和した色彩(建築物に設置する場合は、建築物と一体的に見える色彩)とすること。

2 太陽光発電施設の設置に関する 景観形成ガイドラインの変更案

キュービクルとは

- ・太陽光発電された低圧の電気を送電のために6,600ボルトの高圧の電気に変圧する受電設備。
- ・50kW以上の高圧太陽光発電システムでは、キュービクルなどの設備で変圧し、高圧の配電線へ接続する必要がある。(電気事業法)



3 取組スケジュール

3 取組スケジュール

令和元年度

11月25日 関係市町に意見照会

1月24日 第13回三重県景観審議会に諮問

2月～3月 ガイドライン変更(予定)

令和2年度

夏頃 運用開始(予定)